

令和2年度保育料徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	
第3階層	市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	15,000円	
第4階層	市町村民税のうち所得割の額が48,600円未満の世帯	17,000円	
第5階層	市町村民税のうち所得割の額が48,600円以上52,200円未満である世帯	19,000円	
第6階層	市町村民税のうち所得割の額が52,200円以上69,000円未満である世帯	27,000円	
第7階層	市町村民税のうち所得割の額が69,000円以上97,000円未満である世帯	29,000円	
第8階層	市町村民税のうち所得割の額が97,000円以上169,000円未満である世帯	39,000円	
第9階層	市町村民税のうち所得割の額が169,000円以上301,000円未満である世帯	44,000円	
第10階層	市町村民税のうち所得割の額が301,000円以上の世帯	44,000円	

- ・保護者が扶養する第3子以降の3号認定子ども（0～2歳）の保育料は無償となります。
- ・所得割額57,700円未満の世帯について、第2子を半額、第3子以降は無償となります。
- ・同一世帯から2人以上の児童が幼稚園又は保育所等に入所している場合において、2人目以降が保育所に入所している際には、2人目以降の保育料は無料となります。
- ・母子世帯等で、第2階層に該当する世帯等は保育料が無料になります。
- ・母子世帯等で、第3階層から第6階層及び第7階層のうち市町村民税の所得割額が77,101円未満に該当する世帯等は、第1子の保育料が第2階層と同額になります。

※国の基準が変更されれば、町の基準も変更する場合があります。